

生活保護法
指定介護機関の手引

令和3年12月

吹田市福祉部
生活福祉室

目 次

第1 生活保護法のあらまし

- 1 生活保護制度とは
- 2 生活保護の種類
- 3 保護の実施機関

第2 介護扶助制度の概要

- 1 給付の範囲
- 2 給付の方針
- 3 給付の対象と給付割合
- 4 給付の方法

(参考) 【介護扶助制度の概要】【介護扶助の内容】

【介護保険制度における食費・居住費についての生活保護制度の対応】

第3 介護扶助の申請から決定まで

- 1 介護扶助の申請
- 2 介護扶助の決定
- 3 介護券の発行

第4 介護報酬の請求手続

- 1 請求手続
- 2 介護報酬請求権の消滅時効
- 3 福祉用具、住宅改修、移送の給付に係る取扱い

(参考) 【介護扶助の給付事務手続】

第5 介護機関の指定

- 1 指定介護機関とは
- 2 介護機関の指定申請手続
- 3 指定基準

(参考) 【生活保護法指定介護機関担当規程】

【生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による
介護の方針及び介護の報酬】

【生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条第2項(第1号除く)
及び第3項の規定】

- 4 指定通知

(参考) 【介護機関の指定、変更、廃止等の事由と提出書類一覧】

【介護保険法施行の際の経過措置と生活保護法における指定介護機関のみなし指定】

第6 指定介護機関の義務

- 1 介護担当について
- 2 介護報酬について
- 3 指導等について
- 4 届出について
- 5 標示について

第7 指定介護機関に対する指導及び検査

- 1 指導について
- 2 検査について
- 3 検査後の措置

第8 関係様式

第9 関係機関一覧

第1 生活保護法のあらまし

1 生活保護とは

生活保護は、日本国憲法第25条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念にもとづき制定された生活保護法により、国民の生存権を保障する国の制度です。

病気や育児、その他いろいろな事情で生活が苦しくなり、最大限の努力をしても、どうにもならないときがあります。そのようなときに世帯の生活を援助し、再び自立できるようにお手伝いするのが、生活保護制度です。

生活保制度は、次のような原理と原則に基づいて行われます。

保護の原理・原則	説明
保護の原理	無差別平等の原理 (法第2条) 生活に困ったときは、その原因が何であろうと、生活保護法の定める要件にあてはまるときは、平等に保護を受けることができます。
	最低生活保障の原理 (法第3条) 生活保護で保障される生活水準は、健康で文化的な最低限度の生活を維持するためのものです。
	補足性の原理 (法第4条) 生活保護はその家庭で利用できる資金や年金・手当・給付金など他の制度による給付、親子などの扶養援助、自分たちの働く能力などあらゆるものを活用しても、なお生活できないときに行われます。
保護の原則	申請保護の原則 (法第7条) 生活保護は、原則として本人などからの申請によって行われます。ただし、要保護者の生死にかかわるような緊急の状況にあるときは、福祉事務所長や町村長の判断で本人から申請がなくても保護を行うことができます。
	基準及び程度の原則 (法第8条) 生活保護はその世帯の構成・年齢・住居地など、国の定める基準にてらして、世帯の収入や貯え、資産などを活用してなお満たすことのできないときは、足りない分を補う形で行われます。
	必要即応の原則 (法第9条) 生活保護は世帯の事情にあわせ、最低限度の生活を維持するため必要な出費について認められます。
	世帯単位の原則 (法第10条) 生活保護は世帯(同じ家に生活している人々)全体を対象として、保護が必要かどうか決定します。

2 生活保護の種類

生活保護は、その内容によって、8種類の扶助に分けられています。

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類です。(法第11条)

3 保護の実施機関

要保護者の居住地(居住地がないか、または明らかでない者については現在地)を所管する福祉事務所が保護の決定及び実施に関する事務を行っています。(法第19条)

第2 介護扶助制度の概要

1 納付の範囲

- ①居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る）
- ②福祉用具
- ③住宅改修
- ④施設介護
- ⑤介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る）
- ⑥介護予防福祉用具
- ⑦介護予防住宅改修
- ⑧介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る）
- ⑨移送

（法第15条の2第1項）

2 納付の対象者と納付割合

介護保険 被保険者区分		被保険者資格	介護扶助の対象者	介護費用負担
65歳以上	第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者	要介護認定又は要支援認定された者、介護予防・日常生活支援の事業対象の者	<p>〈介護保険給付〉</p> <ul style="list-style-type: none">①各サービス費（9割）②高額介護サービス費③介護保険施設入所の食費・居住費の特定入所者介護サービス費④介護予防・日常生活支援
40歳以上65歳未満	第2号被保険者	区市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者	介護保険法施行令第2条各号に規定する特定疾病に起因し要介護認定又は要支援認定された者	<p>〈介護扶助の対象〉</p> <p>介護保険の自己負担分を負担</p> <ul style="list-style-type: none">①各サービス費（1割）②高額介護サービス費支給に係る自己負担上限15,000円③特定入所者介護サービス費支給に係る自己負担限度額④介護予防・日常生活支援
	被保険者以外の者	被保護者は、国民健康保険適用除外のため一括納付する介護保険も未加入となり、被保険者とならない。		介護保険給付の対象となる介護費用の全額を介護扶助で負担 (介護扶助 10割)

- ☆ 生活保護法における補足性の原理により、介護保険の保険給付が行われる場合には、介護保険の保険給付が優先し、利用者負担分のみ介護給付の対象となります。
- ☆ 40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者以外の者で、介護保険法に規定する特定疾病により要介護又は要支援の状態にある被保護者（以下「2号みなし」という。）の場合、自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による障害福祉サービス等の給付を受けることができる場合は、それらを優先的に活用します。

3 給付の方針

（1）居宅介護、介護予防及び施設介護サービス

介護保険制度の保険給付及び予防給付の対象となる介護サービス等と同等のサービスを給付します。また、介護施設入所者については、食事の標準負担についても介護扶助の対象となります。

（2）福祉用具等

①給付方針

福祉用具等の種目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月厚生省告示第94号）に規定する種類の福祉用具であること。

②費用

被保護者の保険者たる市町村（2号みなしについては居住する市町村）における、介護保険法に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額又は介護予防福祉用具購入費支給限度基準額の範囲内において必要な最小限の額とすること。

（3）住宅改修等

①範囲

住宅改修等の範囲は、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成11年3月厚生省告示第95号）に規定する種類の住宅改修であること。

②程度

被保護者の保険者たる市町村（2号みなしについては居住する市町村）における介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は介護予防住宅改修費支給限度基準額の範囲内において必要な最小限度の額とすること。

（4）移送

① 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に伴う交通費又は送迎費（被保護者の居宅が当該事業所の通常の事業の実施地域以外である事業者により行われる場合であつ

- て、近隣に適当な事業者がない等真にやむを得ないと認められる場合に限る。)
- ② 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用に伴う送迎費
 - ③ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導のための交通費
 - ④ 介護施設への入所、退所に伴う移送のための交通費

4 納付の方法

- (1) 居宅介護、介護予防及び施設介護サービス
原則として現物給付の方法によります。
- (2) 福祉用具等、住宅改修及び移送の給付
原則として金銭給付の方法によるものとします。介護保険被保険者については、介護保険法による保険給付がなされたときは、その費用を返還しなくてはなりません。

(参考) 【介護扶助制度の概要】

	65歳以上の 介護保険被保険者 (第1号被保険者)	40歳以上65歳未満	
		介護保険被保険者 (第2号被保険者)	被保険者以外の者 (2号みなし)
給付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護者 特に介護を必要とする状態 ○要支援者 介護の必要はないが、日常生活に支援が必要な状態 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険法施行令第2条各号の特定疾病（老化が原因とされる病気）により要介護状態又は要支援状態になった者 特定疾病 末期がん（医師が判断した者に限る）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 	
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料は各市町村ごとに所得別に設定されるが、生活保護では、最も低い段階が適用される 	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料は加入している医療保険者ごとに所得額に応じて設定される 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険の被保険者ではないため、保険料の負担はない
納付方法	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が徴収 ○月1万5千円以上の老齢基礎年金等受給者は、年金からの天引き 	<ul style="list-style-type: none"> ○加入している医療保険の保険料と一緒に徴収（健康保険の被扶養者は、医療保険被保険者全体で負担するので、直接負担はない） 	

【介護扶助の内容】

(1) 介護保険被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）

① 居宅サービス

介護保険給付(9割)	介護扶助(1割)
介 護 サ 一 ビ ス	

② 施設サービス

介護保険給付(9割)	介護扶助(1割)	介護保険 給付	介護扶助 (標準負担額 300円／日)
介 護 サ 一 ビ ス		食 事	

(2) 被保険者以外の者（2号みなし）

① 居宅サービス

介護扶助(10割)
介 護 サ 一 ビ ス

② 施設サービス

介護扶助(10割)	介護扶助(10割)
介 護 サ 一 ビ ス	食 事

【介護保険制度における食費・居住費についての生活保護制度の対応】

○介護保険施設入所者に係る多床室の費用負担について

居住費【特養】 (基準額 約2.5万円)	施設サービス等に要した費用	食事の提供 (基準額 約4.3万円)
補足給付 (低所得者) ※生保は基準 額と同額のた め自己負担 なし	施設介護サービス費(介護報酬) ※高額介護サービス費(1割分-1.5万円)	補足給付(低所得者のみ) 上限約3.2万円(生保の場合)

介護保険の給付範囲	介護扶助(生活保護)の給付範囲
-----------	-----------------

注：補足給付(特定入所者介護サービス費)は、食費又は居住費の額が「基準費用額」の範囲内の場合に「基準費用額-負担限度額」の範囲内で給付される。

○被保護者に係る食費及び居住費の負担者

受給者年齢	サービス種類			費用の負担方法	
	食費・居住費等の区分	居室の類型	負担限度額		基準費用額と負担限度額の差
(保険併用)	施設サービス	食費	介護扶助(生活保護)		介護保険 (特定入所者 介護サービス費)
		居住費	多床室 個室等	0円 (原則多床室入所とする。)	
		食費	利用者		
	短期入所サービス	滞在費	多床室 個室等	0円 利用者	
		食費		全額利用者(補足給付なし)	

受給者年齢	サービス種類			費用の負担方法	
	食費・居住費等の区分	居室の類型	負担限度額		基準費用額と負担限度額の差
(生保単独)	施設サービス	食費	介護扶助(生活保護)		介護扶助(生活保護)
		居住費	多床室 個室等	0円 (原則多床室入所とする。)	
		食費	利用者		
	短期入所サービス	滞在費	多床室 個室等	0円 利用者	
		食費		全額利用者	

(※参考)「基準費用額」及び被保護者の「負担限度額」 (日額)

	ユニット型個室		ユニット型個室的多床室		従来型個室		多床室	
	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額
食費	1,445円	300円	1,445円	300円	1,445円	300円	1,445円	300円
居住費	2,006円	820円	1,668円	490円	1,668円 ※(1,171円)	490円 ※(320円)	377円 ※(855円)	0円

※()は介護老人福祉施設、短期入所生活介護(介護予防含む)及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

第3 介護扶助の申請から決定まで



1 介護扶助の申請

介護扶助を受けようとする者は、福祉事務所の長に対して保護の申請をする必要があります。

- (1) 介護保険の被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）である被保護者
保護申請書（保護変更申請書）に、介護保険の被保険者証、居宅介護支援計画等の写し（サービス利用票兼居宅サービス計画及びサービス利用票別表）を添付し、福祉事務所長に提出します。
- (2) 2号みなし
保護申請書（保護変更申請書）に介護扶助を必要とする理由等を記載した上、福祉事務所長に提出します。

福祉事務所長は市町村の介護認定審査会に要介護状態の審査判定を委託し、その結果に基づき、要介護認定等を行います。

2 介護扶助の決定

福祉事務所は、要介護認定結果及び居宅介護支援計画等に基づき、介護扶助の決定を行います。居宅介護に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額の範囲内とします。

また、介護扶助に優先して活用することのできる他法他施策がある場合は、他法他施策を活用します。

3 介護券の発行

介護扶助は、福祉用具等、住宅改修等、指定事業者以外により提供される介護予防・生活支援サービス及び移送を除き、介護券を発行して行われます。介護券は暦月を単位として、サービスの給付を委託される指定介護機関に福祉事務所から送付されます。

介護券の取扱いについては、以下の点にご留意ください。

○ 有効な介護券であることの確認

被保護者への介護サービスの提供にあたっては、有効な介護券であるかを確認してください。介護券は福祉事務所において所要事項が記載され、福祉事務所長印を押されたものをもって有効とします。

○ 本人支払額の徴収

介護券に本人支払額が記載されている場合は、その額を被保護者から徴収してください。外泊等でその全額が徴収できない場合は、速やかに介護券を発行した福祉事務所にその旨を連絡し調整してください。

なお、居宅介護等は月額15,000円、施設介護は月額15,000円及び施設入所日数に食費として日額300円を乗じて得た額の合計額を上限となります。

また、2号みなしの者については、介護費の全額を上限として、まずは介護費に充当し、上限額を超える額については医療費に充当することになります。

○ 介護券の保管及び処分

指定介護機関の支払請求月から最低6ヶ月間保存し、保存期間終了後は、指定介護機関の責任のもと、プライバシーの保護に留意の上、処分してください。

第4 介護報酬の請求手続

1 介護報酬の請求

福祉事務所から発行される介護券に基づき、大阪府国民健康保険団体連合会に請求してください。

※ 介護報酬請求の際の留意事項

下記の点にご留意の上、介護報酬をご請求ください。

- 1 介護券に本人支払額が記載されている場合は、直接本人から記載されている額を徴収し、残額を介護報酬として大阪府国民健康保険団体連合会に請求してください

ださい。

- 2 介護保険被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）が施設介護を受ける場合において、本人支払額が記載されている場合には、まず15,000円を限度として施設介護費（食費及び居住費を除く）に充当し、これを超える額を食費、居住費の順に充当してください。
また、居住費及び食費の負担限度額の減額申請を行っていない場合は、減額申請を行うよう、ご助言・ご支援ください。
- 3 介護券から介護給付費明細書に必要事項を正確に転記してください。

2 介護報酬請求権の消滅時効

介護保険被保険者について、介護保険給付を受ける権利（9割相当分）は、介護保険法第200条第1項の規定により2年、その他介護扶助相当分（1割相当分）について介護扶助を受ける権利は、地方自治法第236条第1項の規定により5年となります。

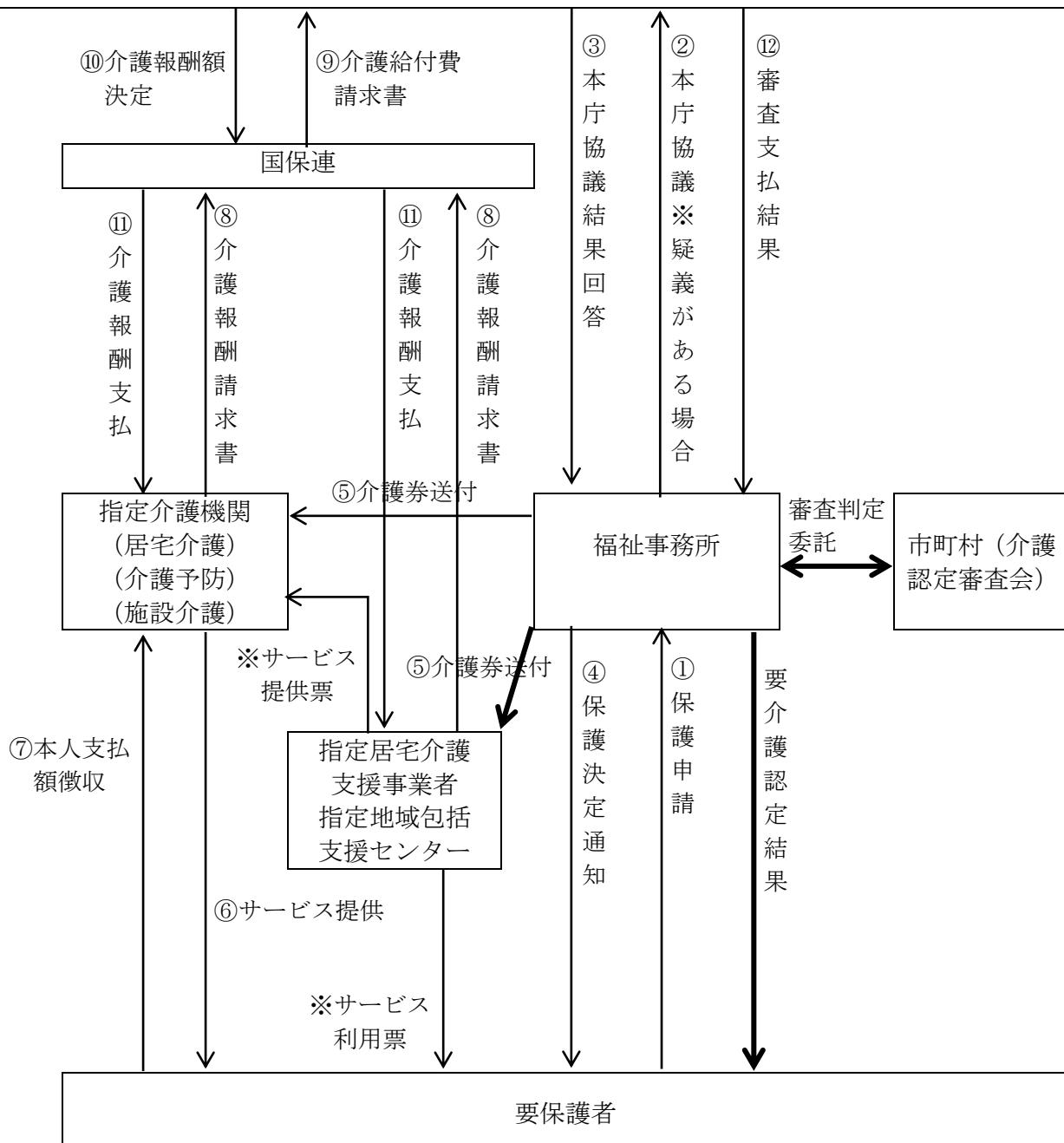
また、介護保険被保険者以外の方について介護扶助を受ける権利についても、地方自治法第236条第1項の規定により5年となります。

3 福祉用具、住宅改修、移送の給付に係る請求

福祉事務所が見積書等により給付を決定し、原則として金銭給付の方法により給付します。（福祉用具及び住宅改修にかかる費用については、消費税がかかります。）

(参考)【介護扶助の給付事務手続】

大阪府・政令指定都市（大阪市・堺市）・中核市（高槻市・東大阪市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市）



- (注)
- 1 太線矢印は被保険者以外の者（生保 10／10 負担）にかかる手続。
 - 2 ※は、介護保険法上の仕組みであり、居宅介護等の場合のみ送付される。
 - 3 被保険者については、被保険者の申請に基づいて介護保険の要介護認定、介護サービス計画作成等の手続きが行われていることを前提としている。
 - 4 ①について、居宅の場合サービス利用票を添付すること（被保険者以外の者は除く）。
 - 5 ⑦については、介護券に記載がある場合に限る。
 - 6 ⑧について、介護券から必要事項をレセプトに転記のうえ請求すること。

第5 介護機関の指定

1 指定介護機関とは

指定介護機関とは、生活保護法による介護扶助を行うため、介護を担当する機関をいい、国の開設した介護機関にあっては厚生労働大臣が、その他の介護機関については、都道府県知事、政令指定都市市長及び中核市市長が、管内の事業者について、その事業ごとに指定します。

なお、生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けたサービスは、生活保護法等による指定を受けたものとみなされることになります（みなし指定）。ただし、別段の申出（辞退）をされた場合には、みなされません（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉設は除く）。

☆生活保護法による指定を受ける際に同時に中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以降、「中国残留邦人等支援法」）による指定も受けることとなります。中国残留邦人等支援法にかかる介護支援給付は生活保護の介護扶助に準じた方法で実施されますが、詳細については福祉事務所へご確認ください。

2 介護機関の指定申請手続

新たに指定を受けようとする介護機関は、指定申請書及び誓約書等必要書類を、事業所の所在地を所管する福祉事務所（吹田市役所 生活福祉室）へ提出してください。

なお、平成26年7月1日以降に介護保険法における指定を受けた介護機関については、生活保護法指定介護機関とみなされますので、指定申請を行う必要はありません。

また、平成26年6月30日までに介護保険法における指定を受けた介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉設を除く）が、新たに生活保護法指定介護機関の指定を受ける場合は、指定申請を行う必要があります。

吹田市長指定分にかかる申請用紙は、吹田市のホームページからもダウンロードできます。

また、全ての生活保護法等指定介護機関（みなし指定を含む）は、生活保護法施行規則に規定されている事項に変更等があった場合は、介護保険法だけでなく、生活保護法においても以下の変更等の届出が必要です。

1. 指定を受けている事業所の名称や所在地の変更
2. 事業者の名称や主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名や住所）の変更
3. 事業所の管理者に関する事項の変更（H26.7.1から届出が必要になりました）
4. 事業者の代表者に関する事項の変更（H26.7.1から届出が必要になりました）
5. 事業を休止する場合
6. 休止していた事業を再開する場合
7. 介護保険法により指定の取消し等の処分を受けた場合
8. 生活保護法等の指定を辞退する場合（辞退しようとする日の30日以上前に届出が必要です）

3 指定基準

- (1) 介護保険法の規定による指定又は許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものであること。
- (2) 「指定介護機関介護担当規程」(※1) 及び「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条の2の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」(※2) に従って、適切に介護サービスを提供できると認められるものであること。
- (3) 生活保護法第54条の2第5項において準用する同法49条の2第2項の第1号を除く各号(※3)のいずれかに該当するときは、都道府県知事、政令指定都市市長及び中核市市長は指定介護機関の指定をしてはならないことになっています。また、同条第3項各号(※3)のいずれかに該当するときは、都道府県知事、政令指定都市市長及び中核市市長は指定介護機関の指定をしないことができます。
- (4) 特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居にかかる利用料が住宅扶助により入居できる額であること。
基準該当居宅サービス事業所は生活保護法指定介護機関の指定対象外です。

※1

(参考) 【指定介護機関介護担当規程】(平成12年3月31日厚生省告示第191号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。

二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

※2

(参考) 【生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬】(平成12年4月19日厚生省告示第214号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。

二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。

三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。

四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。

五 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。

六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。

七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省

令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。

- 八 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

※3

(参考)【生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第49条の2第2項(第1号除く)及び第3項の規定】

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
- 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
- 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定める

ところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- 七 第5号に規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
- 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

4 指定通知

(参考)【介護機関の指定、変更、廃止等の事由と提出書類一覧】

申請・届出を要する事項	提出書類(注1)
平成26年6月30日までに介護保険法の指定を受けている事業所（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設を除く）が新たに生活保護法の指定を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・指定申請書 ・誓約書 ・「介護事業者指定通知書」の写し ※医療機関の場合は不要(注2)
すでに指定介護機関である場合	すでに他のサービスで生活保護法の指定を受けている事業所が、平成26年6月30日までに介護保険法の指定を受けている介護サービスを新たに生活保護として指定を受ける場合
	指定介護機関の名称又は所在地の変更(注3)
	開設した事業者の名称又は事業者の主たる事務所の所在地の変更(注3)
	管理者の変更(氏名、住所含む)
	開設者の変更(法人の場合は法人代表者の変更)
	指定介護機関が介護サービスの一部又は全てを廃止した場合 (一部のサービスを廃止する場合は、そのサービス名を記載)
	指定介護機関が介護サービスの一部又は全てを休止した場合 (一部のサービスを休止する場合は、そのサービス名を記載する。)
	休止していた指定介護機関が再開した場合
	介護保険法により指定の取消し等の処分を受けた場合
	指定介護機関が生活保護法の指定を辞退しようとする場合(注4)

注1 提出書類については、当一覧及び以下の注2から6についても確認のうえ、必要なものを揃えて提出してください。

注2 医療機関が健康保険法の指定により介護保険法のみなし指定となった場合は、介護

保険法指定通知書等介護保険法における確認資料の添付は不要です。

- 注3 介護保険事業者番号が変更になった場合は、変更届ではなく、廃止届が必要です。
指定申請書はみなし指定になるため必要ありません。
- 注4 辞退届は、辞退しようとする日の30日以上前に届出が必要です。
- 注5 「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「介護予防特定施設入居者介護」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護」の指定申請には以下の書類が必要です。
- 「入居に関する契約書」のひな形、「入居に関する重要事項説明書」等
(入居に係る利用料が判る料金表が添付されていること)
- 注6 医療機関・診療所の通所リハビリテーション(介護予防含む)の指定申請には以下の書類が必要です。
- 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の写し
(参考)

【介護保険法施行の際の経過措置と生活保護法における指定介護機関のみなし指定】

介護機関	開設等要件発生日	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	訪問看護	訪問リハビリ	居宅療養管理指導	通所リハビリ	短期入所療養介護	短期入所生活介護	介護保険法のみなし指定
特別養護老人ホーム	平成12年3月31日以前	◎								介護老人保健施設となると通所リハビリ及び短期入所療養介護の指定もみなされる
	平成12年4月1日以降	◎								
老人保健施設	平成12年3月31日以前		◎				◎			(介護保険法での指定機関となれば、保健医療機関とみなされる)
	平成12年4月1日以降						◎			
訪問看護事業者	平成12年3月31日以前			◎						保健医療機関になると、医療機関が
	平成12年4月1日以降									
病院診療所	平成12年3月31日以前			◎	◎	◎				

	平成 12 年 4 月 1 日以降											辞退しないかぎり 左記の事業について 介護保険法の指 定機関とみなされ る
歯 科	平成 12 年 3 月 31 日以前					◎						
	平成 12 年 4 月 1 日以降					◎						
薬 局	平成 12 年 3 月 31 日以前					◎						
	平成 12 年 4 月 1 日以降					◎						

網掛・・・介護保険法におけるみなし指定

◎・・・生活保護法におけるみなし指定

(ただし、医療機関については生活保護法の指定医療機関に限る)

第6 指定介護機関の義務

指定された介護機関は、次の事項を守ってください。

1 介護担当について

指定介護機関は、「指定介護機関介護担当規程」に従って、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければならない。

2 介護報酬について

- (1) 被保護者に対して行った介護にかかる報酬は、介護保険の介護報酬の例に基づき、所定の請求手続により請求すること。 (法第52条第1項)
- (2) 介護内容及び介護報酬の請求について市長の審査を受けること。 (法第53条第1項)
- (3) 市長の行う介護報酬額の決定に従うこと。 (法第53条第2項)

3 指導等について

- (1) 被保護者の介護について市長の行う指導に従うこと。 (法第50条第2項)
- (2) 介護サービス内容及び介護報酬請求の適否に関する市長の報告命令に従うこと。 (法第54条第1項)
- (3) 市長が当該職員に行わせる立入検査を受けること。 (法第54条第1項)

4 届出について

指定介護機関は、届出事項に変更が生じた場合又は事業を廃止し、休止し、若しくは

再開したときは、該当する届出を10日以内に行うこと。

(法第50条の2)

5 標示について

指定介護機関は、「生活保護法指定」の標示をその業務を行う場合の見やすい箇所に提示しなければならない。
(規則第13条)

第7 指定介護機関に対する指導及び検査

1 指導について

(1) 目的

指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

(2) 対象

すべての指定介護機関

(3) 内容及び方法

ア 一般指導

一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により実施します。

イ 個別指導

① 個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行います。

なお、個別指導を行った上、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査します。

② 個別指導は原則として実地にて行います。

(4) 実施上の留意点

指導の実施に際しては、できるだけ介護保険担当部局等の行う指導計画等と調整を図り、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知します。

2 検査について

(1) 目的

指定介護機関に対する検査は、被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底し、介護扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

(2) 対象

- ① 個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関及び個別指導を受けることを拒否する指定介護機関
- ② 上記以外の指定介護機関であって、介護サービスの内容又は介護の報酬の請求に不正または不当があると疑うに足りる理由があつて直ちに検査を行う必要があると認められるもの

(3) 内容及び方法

検査は、被保護者にかかる介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者別一覧表等と、介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行います。

なお、必要に応じ要介護者等についての調査を合わせて行います。

(4) 実施上の留意点

指導の実施に際しては、できるだけ介護保険担当部局等の行う監査計画等と調整を図り、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知します。

3 検査後の措置

(1) 行政上の措置

行政上の措置は、介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、指定の全部又は一部の効力停止、戒告、注意となります。

(2) 経済上の措置

不正又は不当な介護サービス及び介護の報酬の請求により介護の報酬に過誤払いが認められるときは、国保連から支払われる介護の報酬において過誤調整を行います。ただし、控除すべき介護の報酬がない場合は、直接返還とします。

指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も徴収することになります。

(3) 行政上の措置の公表等

検査の結果、指定の取消を行ったときには、その旨を告示します。